

同意書

1. 緊急通報装置の設置を希望し、次に掲げる事項に同意します。

- ① 個人情報を含む、本申請の内容及び搬送先などの状況を町、関係機関及び受託事業者に情報共有すること。
- ② 通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- ③ 消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、町、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- ④ 緊急通報装置(ペンダント含む)及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。
- ⑤ 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。なお、撤去時の原状回復について、町及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。

2. 電話回線がアナログ回線以外の場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ① NTT アナログ回線以外の電話回線を利用する場合は、停電や通信会社の不具合等による不通報や音声不良等により、通常のサービスが提供されない場合があること。

3. 携帯型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ① 携帯型装置の使用方法(充電・受発信方法)を理解し、利用すること。
- ② 携帯型装置は自宅敷地内のみで利用できることを理解し、自宅敷地外では利用することができないこと。また、自宅敷地内であっても利用できない場合があり、その場所では携帯型装置を利用しないこと。
- ③ 携帯型装置を破壊、毀損、紛失等しないよう管理し、万が一毀損、紛失した場合は補償金等が発生することがあること。
- ④ 月に1度通報テストのためのお伺い電話を行うため、委託業者からの連絡があった場合はその指示に従うこと。
- ⑤ 通信会社のサービス提供地域のみ利用でき、また通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。

4. 鍵預かりを希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ① 利用者が複製した住居の鍵一組を、委託業者が管理すること。
- ② 緊急通報発生時において、委託業者が管理している鍵により、利用者の住居の扉を解錠すること。
- ③ この事業を利用しなくなった場合において、3カ月間委託事業者が管理している鍵の引き取りができない場合は、町がそのカギを処分すること。

※上記事項を遵守せずに利用した場合は、町、関係機関及び受託事業者に対し、いかなる苦情又は損害賠償を申し立てることはいたしません。

日付: 令和 年 月 日

署名: _____